

郡山市上下水道局普通財産の随意契約による売払いに関する要領

令和2年3月31日制定

令和4年11月14日一部改正

令和7年3月25日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市上下水道局(以下「局」という。)が所有する土地及び建物の普通財産(以下「普通財産」という。)の随意契約による売払いに関し、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)及び郡山市上下水道局会計規程(平成29年郡山市上下水道局規程第5号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(売払対象)

第2条 この要領により売払う普通財産は、現に公用又は公共用として未利用であり、かつ、利用する見込みがないものとする。

(売払方法)

第3条 普通財産の売払いに当たっては、次の各号のいずれかに該当する場合、施行令第21条の13第1項第2号により随意契約の方法によることができる。

- (1) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため、公共団体又は公共的団体等に売払う場合
- (2) 局が実施する用地の買収に伴う代替地の用に供する場合
- (3) 無道路地、地形狭長等公用又は公共用として単独利用が困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣接する土地の所有者に売払う場合
- (4) 土地の面積が100㎡(法地等を含む土地については150㎡)以下の、公用又は公共用として単独利用が困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣接する土地の所有者に売払う場合
- (5) 既に貸付中の普通財産について、当該普通財産の借受人に対して売払う場合
- (6) 一般競争入札に付し落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合
- (7) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める場合

(売払申請)

第4条 管理者は、普通財産の売払いの申請を希望する者(以下「申請人」という。)に対して、普通財産売払申請書(第1号様式)の提出を求めるものとする。

2 前項の申請に当たっては、次の各号に掲げる書類の添付を求めるものとする。

- (1) 誓約書(第2号様式)
- (2) 売払申請地の案内図、公図の写し及び実測図の写し
- (3) 住民票抄本又は履歴事項全部証明書
 - ア 個人の場合は、市区町村が発行した住民票抄本
 - イ 法人の場合は、法務局が発行した履歴事項全部証明書

(4) 印鑑登録証明書若しくは印鑑証明書又はその写し

ア 個人の場合は、市区町村が発行した印鑑登録証明書

イ 法人の場合は、法務局が発行した印鑑証明書

(5) 市区町村発行の納税証明書又はその写し(直近1年分)

(6) 確認書(第3号様式)(第3条第3号及び第4号の場合に限る。ただし、売払申請地を購入する意思のない旨を確認できる他の書類を添付する場合は、この限りでない。)

(7) 売払申請地に隣接する土地の所有者が確認できる図面等(前条第3号及び第4号の場合に限る。)

(8) 委任状(第4号様式)(申請人以外が土地の売買に関する一切の手続きを行う場合に限る。)

(9) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、第1項の申請に当たり、申請人に対して次の各号に掲げる費用の負担を求めるものとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 売払申請地の測量及び分筆等に要する費用

(2) 売買契約書作成に要する費用

(3) 第11条第3項の所有権移転登記に要する費用

(4) その他売払手続きに要する費用

(売払いに係る通知)

第5条 管理者は、前条の申請を受けてから30日以内(不動産鑑定評価を行う場合を除く。)に、売払いに係る次の各号に掲げる事項を申請人に対し通知するものとする。

(1) 売払予定価格

(2) 売払いに際して必要な費用の見込額

(3) 売払条件

(4) その他必要な事項

(売払面積)

第6条 土地を売払う場合の売払面積は、実測面積とする。

(売払予定価格)

第7条 売払予定価格は、別紙「郡山市上下水道局 面積狭小地、不整形地等の評価基準」又は不動産鑑定評価により算定の上、決定する。

2 前項の売払予定価格には、普通財産の土地を売払うために要した測量及び分筆等、不動産鑑定の費用を含めることができる。

(農地法の規定による許可申請等)

第8条 管理者は、売払申請地が農地法(昭和27年法律第229号)第2条に規定する農地又は採草牧草地に該当する場合、申請人とともに、農地法第3条及び第5条の規定による許可申請等必要な申請又は届出を行うものとする。

(売買契約の締結)

第9条 管理者は、第5条の通知日から30日以内に売買契約を締結するものとする。ただし、前条の規定により農地法に基づく申請又は届出を行った場合は、この限りでない。

2 管理者は、前項の売買契約を締結するに当たり、郡山市上下水道局契約規程(昭和42年郡山市水道局規程第8号)第8条第1項第5号の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(売払代金の納付)

第10条 申請人は、前条の売買契約締結後、規程第18条第5項第4号に基づき、売買代金を管理者が発行する納入通知書により、管理者が指定する日(契約締結日の翌日から起算して24日目)までに、一括して納付するものとする。

(所有権移転等)

第11条 売払申請地の所有権は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第169条の7に基づき、前条の売買代金が完納された時に申請人に移転するものとする。

2 売払申請地は前項の所有権が申請人に移転した時に、現状のまま引渡ししたものとする。

3 売払申請地の所有権移転登記は、管理者が行うものとする。

4 管理者は、第2項の引渡し後、申請人に対して、財産受領書(第5号様式)の提出を求めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。